



Assembly of States Parties

TWENTY-FIFTH SESSION OF THE ASSEMBLY OF STATES PARTIES

ICC-ASP/25/WP.4

Agenda item: 国際刑事裁判所改革 (Reform of the International Criminal Court)

2026 年 8 月 8 日

Sponsor: Bulgaria, Albania, Canada, Cyprus, Germany, Hungary, Maldives, Netherlands, Norway, Spain and Venezuela

第 25 回ローマ規程締約国会議は、

ローマ規程に定められた最も重大な国際犯罪に対する負処罰を防ぐ重要性を是認し、

不処罰なき世界の実現が、より多くの国の協力なくして十分には達成されないことを認識し、

ローマ規定第 17 条の補完性の原則に基づき、一次的な刑事裁判権は各国の国内司法にあることを再確認し、

1. 非加盟国によるローマ規程への理解を深め、同規程の体制及び ICC の活動に対する将来的な協力を促進するため、以下の取り組みを行うことを奨励する：
 - a 非加盟国に対して関連する会議等へのオブザーバー参加の機会を提供するなど、ICC と非加盟国との対話プロセスを構築する；
 - b 上記の対話を通じて非加盟国との信頼関係を築き、長期的な協力関係及びローマ規程への関与へ結びつける；
2. 加盟国の協力及び加盟国内の司法能力向上を促すため、発展途上国をはじめとする加盟国へニーズに即した支援を実施するため、以下の取り組みを行うことを要請する：
 - a ICC に対して、加盟国が必要な資金や技術の支援を要請できる制度を創設する；
 - b 技術支援を受ける国の歴史的背景や社会的背景を考慮し、適切な支援国を決定するための対話プロセスを構築する、
3. 国家元首の免責に対しては、認めないことを訴えるが、国家元首の逮捕がその国の内政に強く影響する場合は免責を検討することを検討する、
4. ICC への加盟・非加盟を問わず、発展途上国等の積極的な技術的・財政的支援を要請するが、加盟国を優先することを訴える。